



福岡医発第 2738 号 (地)

平成 30 年 1 月 31 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

平成 30 年度国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬請求書等の
提出（協力）日並びに診療報酬等の支払日について

標記の件につきまして、福岡県国民健康保険団体連合会より別紙のとおりお知らせがありましたので、ご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、国保連合会より各医療機関に直接通知されますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

福岡保連第 164 号
平成30年 1月 25日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 永 原 譲

平成30年度国民健康保険及び後期高齢者医療
診療報酬請求書等の提出（協力）日について（お願い）

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、平成30年度の標記診療報酬請求書等の提出につきましては、別紙のとおり提出下しますようお願いいたします。

なお、請求に関する省令では毎月10日までの提出と定められておりますが、下記の提出月につきましては、本会の事務処理の都合上、提出協力日として10日前に設定させていただきますので、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。

記

○平成30年度提出協力日

平成30年 6月	8日（金）
11月	9日（金）
12月	8日（土）
平成31年 2月	8日（金）
3月	8日（金）



**平成 30 年度国民健康保険及び後期高齢者医療
診療報酬請求書等の提出日（協力日）一覧表**

福岡県国民健康保険団体連合会

提出日（協力日）		開所日
平成30年 4月	10日（火）	
5月	10日（木）	
6月	8日（金）	9日（土）10日（日）
7月	10日（火）	
8月	10日（金）	
9月	10日（月）	8日（土）
10月	10日（水）	
11月	9日（金）	10日（土）
12月	8日（土）	9日（日）10日（月）
平成31年 1月	10日（木）	
2月	8日（金）	9日（土）10日（日）
3月	8日（金）	9日（土）10日（日）

※診療（調剤）報酬請求書等の提出は、厚生労働省令により毎月10日までとなっています。

平成30年6月・平成31年2月・3月については9日（土）及び10日（日）、9月については8日（土）、11月については10日（土）を開所のうえ受付します。

なお、12月については、提出は10日（月）までとなっていますが、8日（土）及び9日（日）を開所のうえ受付しますので早期の提出にご協力ください。

※受付時間は8時45分から17時までとさせていただきます。なお、受付時間外に警備室でのお預かりは出来ませんのでご了承ください。

（安全性の確保と個人情報保護のため）

※提出日は、本会ホームページにも掲載していますのでご参照ください。

URL 「<http://www.kokuhoren-fukuoka.jp/>」

※郵送等の場合も提出日必着でお願いします。

事 務 連 絡

平成 30 年 1 月 25 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

平成 30 年度診療報酬等の支払日について（お知らせ）

平素から本会の事業運営につきましては、格別のご高配をいただき感謝申し上げます。

さて、標記平成 30 年度診療報酬等の支払日については、別表「平成 30 年度診療報酬等の支払日」のとおりといたしますのでお知らせします。

なお、各保険医療機関には、別途本会からこの旨お知らせいたしますことを申し添えます。

(別表)

平成 30 年度診療報酬等の支払日

福岡県国民健康保険団体連合会

請求年月	支払日	
	電子レセプト請求 医療機関等	紙レセプト請求 医療機関等
平成 30 年	平成 30 年	平成 30 年
3 月請求分 (2 月診療分)	4 月 20 日 (金曜日)	4 月 27 日 (金曜日)
4 月請求分 (3 月診療分)	5 月 21 日 (月曜日)	5 月 31 日 (木曜日)
5 月請求分 (4 月診療分)	6 月 20 日 (水曜日)	6 月 29 日 (金曜日)
6 月請求分 (5 月診療分)	7 月 20 日 (金曜日)	7 月 31 日 (火曜日)
7 月請求分 (6 月診療分)	8 月 20 日 (月曜日)	8 月 31 日 (金曜日)
8 月請求分 (7 月診療分)	9 月 20 日 (木曜日)	9 月 28 日 (金曜日)
9 月請求分 (8 月診療分)	10 月 22 日 (月曜日)	10 月 31 日 (水曜日)
10 月請求分 (9 月診療分)	11 月 20 日 (火曜日)	11 月 30 日 (金曜日)
11 月請求分 (10 月診療分)	12 月 20 日 (木曜日)	12 月 28 日 (金曜日)
12 月請求分 (11 月診療分)	平成 31 年 1 月 21 日 (月曜日)	平成 31 年 1 月 31 日 (木曜日)
平成 31 年		
1 月請求分 (12 月診療分)	2 月 20 日 (水曜日)	2 月 28 日 (木曜日)
2 月請求分 (1 月診療分)	3 月 20 日 (水曜日)	3 月 29 日 (金曜日)

オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払日については、請求省令に基づき、原則として請求月の翌月 20 日（20 日が土日・祝日の場合は翌日）となっています。

紙レセプト請求の医療機関等は、月末（月末が土日・祝日の場合はその前日）の支払いとなります。